政令第三百十七号

空港法施行令等の一部を改正する政令

内閣は、空港法（昭和三十一年法律第八十号）第五条第一項、検疫法（昭和二十六年法律第二百一号）第三条及び第二十七条第一項並びに関税法（昭和二十九年法律第六十一号）第二条第一項第十二号の規定に基づき、この政令を制定する。

（空港法施行令及び検疫法施行令の一部改正）

第一条　次に掲げる政令の規定中「新石垣空港」を「石垣空港」に改める。

一　空港法施行令（昭和三十一年政令第二百三十二号）別表第三新石垣空港の項

二　検疫法施行令（昭和二十六年政令第三百七十七号）別表第一沖縄の項及び別表第三新石垣空港の項

（関税法施行令の一部改正）

第二条　関税法施行令（昭和二十九年政令第百五十号）の一部を次のように改正する。

別表第二中「沖　縄　新　石　垣」を「沖　縄　石　垣」に改める。

附　則

この政令は、公布の日から施行する。

財務大臣　加藤　勝信
厚生労働大臣　福岡　資麿
国土交通大臣　中野　洋昌
内閣総理大臣　石破　茂

省　令

○法務省令第四十二号

出入国管理及び難民認定法（昭和二十六年政令第三百十九号）第二条第八号の規定に基づき、出入国管理及び難民認定法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和七年九月五日

法務大臣　鈴木　馨祐

出入国管理及び難民認定法施行規則の一部を改正する省令

出入国管理及び難民認定法施行規則（昭和五十六年法務省令第五十四号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
別表第一（第一条関係）	**別表第一**（第一条関係）
都道府県 ／ 空港名 ／ 港名	都道府県 ／ 空港名 ／ 港名
［略］ ／ ［略］ ／ ［略］	［同上］ ／ ［同上］ ／ ［同上］
沖縄 ／ ［略］ ／ ［略］	沖縄 ／ ［同上］ ／ ［同上］
石垣	新石垣

備考　表中の［　］の記載は注記である。

附　則

この省令は、公布の日から施行する。

規　則

○国家公安委員会規則第十六号

情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成十四年法律第百五十一号）第六条第一項及び第六項の規定に基づき、国家公安委員会の所管する法令に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和七年九月五日

国家公安委員会委員長　坂井　学

国家公安委員会の所管する法令に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律施行規則の一部を改正する規則

国家公安委員会の所管する法令に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律施行規則（平成十五年国家公安委員会規則第六号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
（申請等の手続）	（申請等の手続）
第四条　［1～4　略］	**第四条**　［1～4　同上］
5　国家公安委員会又は警察庁長官は、第一項の規定により申請等を行う者が、第二項に規定する事項を入力する場合において、当該申請等を行う者の定款に記載された事項をインターネットを利用して公衆が閲覧することができる状態に置いている場合であって、国家公安委員会又は警察庁長官が当該事項を確認するために必要な事項を当該申請等に併せて入力するときは、当該申請等について規定した法令の規定にかかわらず、当該定款に記載された事項の入力を要しないこととすることができる。	［項を加える。］
6　法令の規定に基づき同一内容の書面等を数通必要とする申請等を行う者が、第一項及び第二項の規定に基づき当該数通の書面等のうち一通に記載されている事項又はこれらに記載すべき事項を入力した場合は、その他の同一内容の書面等に記載されている事項又はこれらに記載すべき事項が入力されたものとみなす。	5　法令の規定に基づき同一内容の書面等を数通必要とする申請等を行う者が、第一項の規定に基づき当該数通の書面等のうち一通に記載されている事項又はこれらに記載すべき事項を入力した場合は、その他の同一内容の書面等に記載されている事項又はこれらに記載すべき事項が入力されたものとみなす。